

豊明市子連れ出勤普及啓発事業業務委託仕様書

1. 業務名

豊明市子連れ出勤普及啓発事業業務

2. 業務期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

3. 業務の目的

子どもを帯同して行う勤務(以下「子連れ出勤」という。)は、「仕事と子育てを両立できる柔軟な働き方」の実現のみでなく、職場という大人社会の中で子どもの存在を受容し、ひいては、子どもと子育て家庭への深い理解を促すことに資するものである。

モデル的に子連れ出勤を実施する市内事業所へ普及啓発業務を委託することにより、市域全体への波及効果を高め、子どもと子育て家庭に温かい地域づくりの機運醸成を図ることを目的とし実施する。

4. 業務内容等

(1)市との連携

- ・普及啓発に関する情報共有
- ・普及啓発方法等に関する助言

(2)普及啓発用データ作成

事業所内の子連れ出勤に関する情報(取組内容、メリット、課題、改善点など)を普及啓発用にデータ化し、市へ提出するとともに当該事業所の広報媒体で発信する。(市は、市の広報媒体(ホームページ等)へ掲載する。)

なお、子連れ出勤の種別は、帯同型又は相互保育型とする。

5. 業務委託料の支払方法

受託者は、業務委託料を業務終了後、翌月10日までに市に請求するものとし、市は適法な当該請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

6. その他

(1)受託者は、子連れ出勤の体制整備(環境整備)に必要な備品又は消耗品を新たに購入したとき、その費用について、市が別に定める補助金交付要綱に基づき補助金(上限10万円)を申請することができる。

(2)本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、本市と本業務の受託者が必要に応じ協議して定めるものとする。